

「社債市場の活性化に関する懇談会ワーキング・グループ」の設置について

平成 21 年 7 月 16 日

社債市場の活性化に関する懇談会

1. 設 置

「社債市場の活性化に関する懇談会」(以下「懇談会」という。)における議論を踏まえ、懇談会に、社債市場の活性化に向けた課題の整理及び取組について検討を行う「社債市場の活性化に関する懇談会ワーキング・グループ」(以下「WG」という。)を設置する。

2. 構成

WGは、懇談会の委員、市場関係者及び有識者をもって構成する。

3. 運営

- (1) WGに主査を置き、懇談会の副座長が務める。
- (2) 委員がWGを欠席する場合又は検討すべき特定の分野・課題に応じて、代理人を出席させ、又は書面により意見を提出することができる。
- (3) 懇談会の委員は、WGに出席することができる。
- (4) 主査は、必要に応じ、関係者に出席を求めることができる。
- (5) 議事の公開その他WGの運営については、「『社債市場の活性化に関する懇談会』の運営について」に準じて行う。

4. 報告

WGにおける検討状況等は、適宜、懇談会に報告する。

5. 事務局

WGの事務局は、関係機関の協力を得て、日本証券業協会が行う。

以 上